

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果
結果公示の備考

- ・「電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令」は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要とされる規定の整理を行うものであり、「電気通信事業法施行規則第 59 条の 3 第 1 項第 1 号イの規定に基づきドメイン名の一部を定める件の一部を改正する件」は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、必要とされる規定の整理を行うものであり、いずれも行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見の募集は行わず、併せて結果の公示を行うものです。
- ・提出された意見を踏まえて修正を実施しました。(電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 24 第 1 項柱書)
- ・「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令」、「電気通信事業法第 33 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき電気通信設備を指定する件の一部を改正する件」及び「電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づく指定に関する件を廃止する件」について、用語・規定の整理など、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を実施しました。